

令和元年 7 月 1 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

2019 年度ランディングページ設置による w e b コンテンツ強化事業に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

2019 年度ランディングページ設置による w e b コンテンツ強化事業

2. 事業目的

北海道の訪日外国人来道者数は、279 万人（出典元：平成 29 年度「北海道観光入込客数調査報告書」）と増加傾向にあります。また近年の傾向として、団体旅行から個人旅行（以下 FIT）へと旅行形態の変化が進んでおり、観光ニーズも定番観光から、消費者の個々の興味関心に応じた北海道の食・文化・体験等を楽しむものなどに多様化しつつあります。今後、更なるインバウンドの誘客を促進するためには、現在の来道外国人（興味・関心層、実行層）ならびに欧米豪の訪日無関心層に対する情報発信の強化が重要です。情報発信の強化施策として、北海道の魅力的なコンテンツ、テーマに沿ったコンテンツなどをまとめ整理したランディングページを整備し情報のワンストップ化を図ることにより、外国人の北海道旅行に対する検索性を向上させ、来道意欲を促進し、興味・関心の引き上げ、道内地域への広域周遊、長期滞在につなげることを目的とする。

3. 実施期間 契約締結日～令和 2 年 3 月 5 日予定

4. 委託内容 「企画提案指示書（業務処理要領）」をご参照下さい。

- (1) 観光コンテンツの収集・情報の整理
- (2) 収集コンテンツの翻訳
- (3) 上記コンテンツのランディングページの製作
- (4) GoodDay 北海道本体サイトとの連動性に伴う既存ページの改修
- (5) w e b 広告プロモーションの実施（6 か国）

5. 提出物 企画提案書及び見積書（企画指示書を参照してください）

6. 参加表明 企画提案書提出の意向がある場合、別紙「参加表明書」をメールでご提出下さい。 なお、コンソーシアムの場合は、代表となる会社・団体が提出して下さい。

7. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 7 月 12 日(金) 17 : 00 迄
- (2) 企画提案書提出〆切 7 月 19 日(金) 15 : 00 迄
- (3) 企画審査会 7 月下旬予定
- (4) 契約書の締結 7 月下旬予定

8. そ の 他 事業説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目緑苑ビル 1 階
マーケティング部 担当：林
TEL.011-231-6736 e-mail m_hayashi@visithkd.or.jp

「2019年度ランディングページ設置によるwebコンテンツ強化事業」企画提案指示書
(業務処理要領)

1. 事業目的

北海道の訪日外国人来道者数は、279万人（出典元：平成29年度「北海道観光入込客数調査報告書」）と増加傾向にあります。また近年の傾向として、団体旅行から個人旅行（以下FIT）へと旅行形態の変化が進んでおり、観光ニーズも定番観光から、消費者の個々の興味関心に応じた北海道の食・文化・体験等を楽しむものなどに多様化しつつあります。今後、更なるインバウンドの誘客を促進するためには、現在の来道外国人（興味・関心層、実行層）ならびに、観光庁、JNTOが展開している訪日グローバルキャンペーンのターゲットである欧米豪の訪日無関心層に対する情報発信の強化が重要です。

情報発信の強化施策として、北海道の魅力的なコンテンツ、テーマに沿ったコンテンツなどの情報の充実を図り、コンテンツをまとめ整理したランディングページを整備し、情報のワンストップ化を図る。ランディングページの設置、コンテンツの充実により、外国人の北海道旅行に対する検索性を向上させ、来道意欲の促進、興味・関心の引き上げ、道内地域への広域周遊、長期滞在につなげることを目的とする。

2. 事業対象地域

北海道全域

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 複数企業による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。

① 次の要件を満たしていること。

イ. 次のいずれかに該当する者であること

ロ. 民間企業・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

ハ. その他の法人、又は法人以外の団体等

② 暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること

③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること

④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※ 企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素にします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

6月28日（金）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
7月12日（金）17:00	企画提案参加表明締切
7月19日（金）15:00	企画提案書の提出期限
7月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3月上旬	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

7. 企画提案事項

(1) 観光コンテンツの収集・情報の整理

- ① コンテンツの収集については、収集エリアのバランス、下記6つのpassion/テーマのバランスなどを検討したうえで、テーマに基づく観光コンテンツの情報収集および整理を行うこと。
- ② 本事業は、北海道運輸局（以下、運輸局）が実施する「訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業」と連携してランディングページを展開するため、本事業で実施するコンテンツの収集については、運輸局および受託会社と情報共有を行い、運輸局事業の収集コンテンツと重複しないよう効率的な事業運営に努めること。
- ③ 情報を整理する際は、スマートフォンユーザーへの対応を意識し、本当に有益な情報を適切な量で紹介しているかどうか、使いやすさ、見やすさを考慮し、情報の整理を行うこと。
- ④ 画像の選定および紹介文の作成にあたっては、外国人旅行者を惹きつけるイメージ画像や端的なコピー、紹介文を考慮すること。
- ⑤ 画像の収集について
 - ・ライブラリーからの購入
 - ・自治体等で運営している無料のフォトライブラリーの写真の使用
 - ・新規撮影。ただし、成果品の著作権は、当機構に帰属する。
- ⑥ 観光コンテンツは、当機構および関係機関（JNTO、運輸局等を想定）のウェブサイトや各種情報媒体、観光プロモーション、イベント等にて使用できるよう、制作にあたり第三者が権利を有する画像等を使用する際には、成果品の使用用途を踏まえ、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権等について、二次使用が可能なよう企画提案事業者において必要な処理を行うこと。
- ⑦ 下記収集テーマ別に観光コンテンツ数およびコンテンツ候補について案を複数提示すること。

収集テーマ ※右記 6 つの passion/テーマ	①Tradition（伝統文化・歴史的遺跡・建築等） ②Cuisine（食事やお酒） ③City(大都市の刺激、エンターテイメント) ④Nature（豊かな自然を楽しむ） ⑤Art（アートやデザイン） ⑥Relaxation(リゾートや宿泊施設での滞在)
収集コンテンツ数	計 350 コンテンツ（①～⑥の合計数）

コンテンツの収集時に整理する情報項目イメージ（想定案）

名称	コンテンツ名称 (体験もの場合は体験プログラム名)
キャッチコピー	外国人旅行者を惹きつけるコピー
画像	該当コンテンツの写真を掲載（1～2枚）
エリア/市町村	コンテンツの実施エリア
6つのパッション (タグ検索を想定)	グローバルキャンペーンに対応した上記6つのパッションに振り分け
キーワード（検索想定）	Food,Eventなどのキーワードを入れる
紹介テキスト	当該コンテンツの魅力・概要を紹介 翻訳原稿 200文字程度
位置情報	どこで実施しているのか (Google マップ等利用し表示を想定)
料金	入館料など紹介コンテンツを楽しむにあたりかかる費用
時期・営業時間	イベント等の実施時期、営業時間、見ごろ時期など
URL	詳細情報の確認できる URL (対象施設や地域観光協会、体験事業者など)

(2) 収集コンテンツの翻訳

① 翻訳対象言語

英語・繁体字・簡体字・韓国語 合計 4 言語

日本語から上記言語への翻訳を想定しているが、翻訳にあたっては、ネイティブによる翻訳を行うこと。

② 翻訳コンテンツ数

7 の (1) において収集したコンテンツ (350 コンテンツ) のほか、運輸局が実施する「訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業」で収集したコンテンツ (300 コンテンツ) ついても翻訳を行うこと。ただし、「訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業」で収集したコンテンツの翻訳言語は英語を除く 3 言語とする。

【翻訳コンテンツ数内訳】

コンテンツ収集事業	翻訳言語	翻訳コンテンツ数	備考
ランディングページ設置によるwebコンテンツ強化事業 (本企画提案依頼事業)	4 言語 英語・繁体字 簡体字・韓国語	各言語 350 コンテンツ	7 の (1) にて収集を行ったコンテンツ
運輸局との連携事業 訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業	3 言語 繁体字・簡体字・韓国語	各言語 300 コンテンツ	運輸局より日本語データおよび英語データが提供される予定

(3) コンテンツのランディングページの製作

収集コンテンツについて分かりやすく情報を掲載するため、コンテンツを表示する末端ページの製作およびテーマ別ランディングページの製作を行うこととする。テーマ別ランディングページについては、スマートフォンユーザーへの対応を意識し、使いやすさ、見やすさを考慮した設計・デザインとしスマートフォン対応を行うこととする。

① 製作対象言語

4 言語サイト (英語・繁体字・簡体字・韓国語)

② 製作ページ

観光機構と詳細打ち合わせの上、上記 4 言語サイトにおいて、各コンテンツを表示する末端ページならびに 6 つのテーマ別ランディングページを製作すること。

- ・ 6 つのテーマ別ランディングページについては、訪日グローバルキャンペーンが提示する 7 つのテーマ (※) の組み合わせについて最適と思う組み合わせを提案すること。
- ・ 掲載データの項目、文字数、画像掲載枚数等についてはコンテンツの収集時に整理する情報項目イメージに基づき制作し、タグ及びキーワード検索による絞り込みが可能な仕様とすること。

【訪日グローバルキャンペーン設定 7 つの passion/テーマ】 (※)

① Tradition (伝統文化・歴史的遺跡・建築等)	② Cuisine (食事やお酒)
③ City(大都市の刺激、エンターテイメント)	④ Nature (豊かな自然を楽しむ)
⑤ Art (アートやデザイン)	⑥ Relaxation(リゾートや宿泊施設での滞在)
⑦ Outdoor (アウトドアアクティビティ)	

【参考ランディングページイメージ】

訪日グローバルキャンペーン <https://www.enjoymyjapan.jp/en/>

【テーマ別ランディングページ 例】

① Tradition (伝統文化・歴史的遺跡・建築等)	② Cuisine (食事やお酒)
③ City(大都市の刺激、エンターテイメント)& Art (アートやデザイン)	④ Nature (豊かな自然を楽しむ)
⑤ Relaxation(リゾートや宿泊施設での滞在)	⑥ Outdoor (アウトドアアクティビティ)

コンテンツ・ランディングページ設置場所 (最終格納想定)

上記 (2) (3) において制作したものは、当機構ウェブサイト「GoodDay 北海道」(以下 GoodDay 北海道) のコンテンツとして活用するため、当機構機構サーバーへの格納を予定 (サブディレクトリ)

(4) GoodDay 北海道本体サイトとの連動性に伴う既存ページの改修

本事業にて制作したランディングページ、コンテンツは、「GoodDay 北海道」のコンテンツとして活用を想定しており、「GoodDay 北海道」の既存ページと連動性を持たせ情報発信の強化を図る。また、トップページおよびグローバルナビゲーション等の既存ページの改修による情報のワンストップ化、導線の確保を行い、外国人の北海道旅行に対する検索性を向上させ、来道意欲を促進する。

① トップページの改修、グローバルナビゲーション等の改修・追加等の実施

ウェブサイトにおける情報発信の強化を図るため、スマートフォンからの閲覧を想定し、ピクトグラ

ムや画像などを活用したビジュアルや情報を分かりやすく整理、掲載情報の精査を行い、サイトのデザインの改修・追加等を実施し、情報の充実、検索性、訴求を図ること。

改修想定箇所：トップページ、グローバルナビゲーション

改修対象言語：4 言語サイト (英語・繁体字・簡体字・韓国語)

改修時実装時に現状コンテンツ以外で掲載希望の内容

- ・トップページ内にて、コンテンツページやランディングページについてタグ及びキーワードで検索できるようにすること。
- ・天気や気温の表示
- ・ピクトグラムを使用し何の情報かわかりやすくテーマや情報を伝える。
- ・第三者の口コミ評価の活用 (トリップアドバイザーの口コミ評価のウィジェット搭載など)

【ランディングページ、トップページの改修等の実装予定時期】

令和 2 年 1 月～2 月

なお、本企画提案事業で収集したコンテンツと運輸局の事業で収集するコンテンツの提供時期が異なる可能性があるため、提供時期が異なる場合は、本企画提案事業のコンテンツを運輸局提供コンテンツよりも先行してランディングページの公開をするなど、運輸局、当機構と協議調整し実施すること。

ランディングページの閲覧数 (KPI) : 4 言語サイト合計 24,000 ページビュー以上 (令和 2 年 3 月時点)

(5) web 広告の実施

下記 6 か国を対象に、「GoodDay 北海道」ならびにランディングページを活用した web 広告を活用したプロモーションを実施すること。北海道の魅力的なコンテンツやテーマを訴求・認知を高めることとし、web 広告に関し効果的な手法の提案ならびに KPI の設定を行うこと。

対象国：米国・豪国・中国・香港・台湾・韓国

実施予定時期：令和 2 年 2 月頃

8. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：コンテンツ収集費、翻訳料、ランディングページ制作費、サイト改修費、web広告費、人件費等

9. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
- (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
- (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。
- (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

10. 企画提案書の提出

提出部数 6部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部）

- 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
マーケティング部（担当：林）
TEL 011-231-6736 Email: m_hayashi@visithkd.or.jp

- 提出期限 令和元年7月19日（金） 15:00
- 提出方法 持参または郵送による。

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は別途データでも電子メール、またはROM等により納品すること。なお電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書は事業者名、氏名等を記載しないもの）

11. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

- 表明期限：令和元年7月12日（金） 17:00
- 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構 マーケティング部（担当：林）
TEL 011-231-6736 Email: m_hayashi@visithkd.or.jp
- 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

12. 企画提案に関する審査

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。

- (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できない場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については認めない。
- (7) プレゼンテーション用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。

13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
 - ①指示内容が十分理解されているか。
 - ②協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ③効果的な事業内容となっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、且つ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14. 業務委託期間

契約締結日～令和2年3月5日予定

15. 予算上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

16. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は観光庁が令和元年に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

17. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「2019年度ランディングページ設置によるwebコンテンツ強化事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「2019年度ランディングページ設置によるwebコンテンツ強化事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は、_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名

義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委任契約書に添えて発注者に提出する。

2019年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)

(代表者)

⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者)

⑩

構成員 (所在地)

(名称)
(代表者)

⑩